

# 地方創生臨時交付金活用事業調整会議設置要綱

令和5年5月17日

## (目的及び設置)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援等を通じた地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用して実施する事業の調整を行うことを目的に、地方創生臨時交付金活用事業調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方創生臨時交付金を活用する事業の総合的な調整に関すること
- (2) 前号のほか、前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 調整会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、市長をもって充てる。
- 3 副座長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (座長及び副座長の職務)

第4条 座長は、調整会議の事務を総括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長のうち座長の指名する者がその職務を代理する。

(調整会議)

第5条 調整会議は、必要に応じ座長が招集し、会議を主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課及び経済労働局産業政策部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行する。

別表（第3条関係）

委員

総務企画局長
総務企画局都市政策部長
総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
財政局長
財政局財政部長
財政局財政部財政課担当課長
経済労働局長
経済労働局産業政策部長
経済労働局産業政策部企画課長